第十六条の二第六項	市町村の長から	区長又は市町村の長から
	市町村の長に	市の市長を経由して当該住民基本台帳を作成した区長に

第四十三条第二項の表第十六条の二第五項の項中「第十六条の二第五項」を「第十六条の二第七項」に改め、同表第十七条第一項の項中「同条第三項」を「機構若しくは同条第四項」に、「前条第三項」を「機構若しくは前条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同表第十七条第二項の項の次に次のように加える。

第十七条第三項	交付市町村長	住所地区長

第四十三条第二項の表第十七条第三項の項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同表第十七条第四項の項中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改め、同表第十七条第五項の項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同表第十七条第六項の項中「第十七条第六項」を「第十七条第七項」に改め、同表第十七条第七項の項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同表第十七条第八項及び第十項の項中「第十七条第九項及び第十一項」を「第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第七項の項中「第十七条第十一項」を「第十七条第十二項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同表第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第八項及び第十項の項中「第十七条第十一項」を「第十七条第十二項」に、「同条第八項及び第十項」を「同条第九項及び第十一項」に改める。

第四十四条第二項の表第十三条第二項の項の次に次のように加える。

第十三条第四項	市町村長が	住所地市長又は住所地市長以外の市町村長が
	当該市町村長	住所地区長又は当該市町村長

第四十四条第二項の表第十三条第三項の項中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改め、同表第十三条第四項の項中「第十三条第四項」を「第十三条第六項」に改め、同表第十三条第五項の項中「第十三条第五項」を「第十三条第七項」に改め、同表第十三条第六項の項中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同表第十三条第七項の項中「第十三条第七項」を「第十三条第十項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

2　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項第三号及び第二項第三号中「第十七条第二項」を「第十七条第六項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

府　令

○内閣府令第七十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第八項第一号、第二十七条の二十三第四項、第二十九条の四第二項（同法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）、第百三条の二第一項、第百五十六条の五の三第一項、第百六十三条第一項ただし書、第百六十五条の二第一項ただし書、第百六十六条第六項第十二号及び第百六十七条第五項第十四号並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の三第五号及び第六号、第一条の八の六第一項第四号並びに第六条の二第一項第十三号並びに信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五条第五項の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月十三日　内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（持株会） **第六条**　［略］ 2　令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないこととする。 3　［略］	（持株会） **第六条**　［同上］ 2　令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこととする。 3　［同上］
（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの） **第七条**　令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　株券の発行者である会社の関係会社の役員又は従業員が当該関係会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）に基づく権利	（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの） **第七条**　［同上］ 一　株券の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利